

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

【基本的な考え方】

当社は、法律を遵守し健全で透明な企業経営を行うことを基本に、「化学」を通じ優れた製品を提供することにより社会の発展に貢献するとともに、株主、取引先、社員及び地域社会等のステークホルダーからの期待と信頼に応え、また、環境に配慮した事業活動を行うことを経営理念としています。

この理念のもと、当社は独自の特色ある技術の活用により高付加価値製品の開発を進め、グローバルな視野で化学を中心に事業を展開する技術指向型の企業グループを目指しています。

この経営理念を実現し、急激な経営環境の変化に迅速かつ確に対応するためには、コーポレートガバナンスの充実が重要な経営課題であると認識しています。

【コーポレートガバナンスの基本方針】

当社は、コーポレートガバナンスコードに則り、以下の5点を基本方針として、受託者責任を十分に自覚し、それに応えることのできるコーポレートガバナンス体制の充実に取り組んでいます。

- (1)株主の平等性を確保するとともに、適切な権利行使のための環境整備に努めます。
 - (2)株主以外のステークホルダー(お客様、取引先、従業員、地域社会等)との適切な協働に努めます。
 - (3)法令に基づく開示を適切に行うとともに、それ以外の情報についても主体的に発信し透明性の確保に努めます。
 - (4)受託者責任を踏まえ、透明・公正かつ迅速な意思決定を行うため、取締役会の責務と役割の適切な遂行に努めます。
 - (5)株主から経営方針への理解をいただけるよう努力を行い、持続的成長に向けた建設的な対話に努めます。
- なお、具体的なガバナンス体制の状況については、有価証券報告書をご参照ください。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4】

当社は、資金調達、保険契約、原材料購入・製品販売等において、取引先や業務提携先との良好な関係の維持・強化のため、当該企業の株式を保有することがあります。株式の取得や売却については、「他社株式売買要領」に基づき関係部署による審議を行い、当社の中長期的な企業価値の向上に資するものであるかどうか等を総合的に判断し決定しています。また、必要に応じて取締役会に付議しています。

なお、主要な株式については、取締役会において、その保有の目的及び合理性について、毎年検証しています。

また、議決権の行使については、当該企業の経営方針や事業戦略を踏まえ、当社の保有目的に沿ったものであるか、株主価値を毀損するものではないか等を総合的に判断し、適切に行使しています。

【原則1-7】

取締役の競業取引及び自己取引など会社法に定める利益相反取引については、「取締役会規則」に基づき取締役会による事前承認及び結果の報告を実施しています。

子会社・関係会社に対する貸付・債務保証等についても、取締役会での事前承認及び毎月の結果報告を実施しています。

【原則3-1】

(1)経営理念、経営戦略については、本報告書1「基本的な考え方」をご参照ください。

経営計画につきましては、当社は、2010年に長期経営ビジョン【Chemigress to 100】を策定するとともに、その実現に向け新たな中期経営計画(2017年度～2019年度)を本年5月に策定いたしました。

内容については、当社ホームページをご参照ください。

(長期経営ビジョン【Chemigress to 100】: <http://www.nippon-soda.co.jp/pdf/20100524.pdf>)

(中期経営計画: http://www.nippon-soda.co.jp/financial_fact/library/pdf/plan_2017051901.pdf)

(2)コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方

本報告書1「基本的な考え方」をご参照ください。

(3)経営陣幹部・取締役の報酬決定の方針と手続

【方針】

株主総会で決定された報酬総額の限度内で、取締役のインセンティブを高めるべく報酬体系を整備しています。その構成は、取締役報酬としての固定報酬に業績・成果に応じて個別に加算したものとしています。これに加えて業績連動型の株式給付信託(BBT)を導入いたしました。

また、平成29年1月に役員報酬の公平性と客観性を高めるため取締役社長と社外取締役2名で構成する報酬諮問委員会を立ち上げ、役員報酬について取締役社長に対して助言・提言を行うこととしています。

なお、社外取締役については固定報酬のみとしています。

【手続】

社長の提案をもとに社外取締役の意見も踏まえ取締役会の決議をもって決定しています。

(4)役員候補指名の方針と手続

【方針】

経営陣幹部・取締役候補者および監査役候補者については、(1)豊かな業務経験を有すること (2)経営感覚が優れていること (3)指導力、統率力、行動力および企画力に優れていること (4)ふさわしい人格、識見を有すること (5)心身ともに健康であること、を基準にそれぞれの責務に相応しい人物を選任しています。

また、社外取締役及び社外監査役の候補者については会社法及び東京証券取引所の独立性に関する要件を基本に、加えて当社の経営に対して建設的で率直な意見を期待できる専門性と豊富な経験を有する人材を充てることとしています。

【手続】

取締役候補者については、社長の提案をもとに社外取締役の意見も踏まえ取締役会の決議をもって決定しています。

また、監査役候補者については、監査役会の同意を得た上で取締役会で決定しています。

(5) 役員候補者の選任についての説明

社外取締役及び社外監査役候補の個々の指名の理由については、「株主総会招集ご通知」の参考書類に記載しています。

取締役及び監査役については、「株主総会招集ご通知」の参考書類において当該候補の個人別の経歴を記載しています。

【補充原則4-1-1】

当社は、取締役会(原則月1回開催)で、法令・定款で定められた事項及び「取締役会規則」で定められた経営上の重要な(一定金額以上等明確な基準に基づく)意思決定の審議、並びに業務執行の監督を行います。

また、「経営会議運営規則」に基づき、社長、執行役員である取締役及び社長が出席を要請した者をもって構成される経営会議(原則週1回開催)で、取締役会審議事項以外の重要な業務執行の審議を行い、迅速な意思決定に努めます。

【原則4-8】

当社では、独立性の高い社外取締役2名体制とし、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与するよう取締役会の充実を図っています。

【原則4-9】

当社では、独立社外取締役について、会社法及び東京証券取引所の独立性に関する要件に則り、一般株主と利益相反が生じるおそれがなく、当社の経営判断における客観性や合理性を担保し当社の企業価値向上に資することができる人材を充てることとしています。具体的には下記の要件のいずれにも該当しない者としています。

(1) 当社または当社子会社を主要な取引先とする者またはその業務執行者

(2) 当社または当社子会社の主要な取引先またはその業務執行者

(3) 当社または当社子会社から、役員報酬以外に多額の金銭その他財産を得ているコンサルタント、公認会計士または弁護士等の専門家

(4) 過去1年間に於いて、上記(1)から(3)のいずれかに該当していた者

(5) 次に掲げる者の配偶者または二親等以内の親族

1. 上記(1)から(4)までに該当する者

2. 現在または過去1年間に於いて当社または当社子会社の業務執行者であった者

3. 現在または過去1年間に於いて当社または当社子会社の非業務執行取締役であった者

【補充原則4-11-1】

取締役候補者については、本報告書3-1(4)に記載の条件を考慮したうえで、営業、企画管理、研究技術等各機能と各事業分野をカバーできるバランスを考慮し選任しています。

また、社外取締役及び社外監査役の候補者について会社法及び東京証券取引所の独立性に関する要件を基本に、加えて当社の経営に対して建設的で率直な意見を期待できる専門性と豊富な経験を有する人材を充てることとしています。

なお、取締役の定数は定款において10名以内と定めています。現在は社外取締役2名を含め取締役8名を選任しており、機動的・効率的な運営によりの確な意思決定ができる体制としています。

【補充原則4-11-2】

当社は役員の兼職については合理的な範囲にとどめることと定めています。

取締役、監査役及びそれらの候補者の重要な兼職の状況につきましては、毎年「定時株主総会招集ご通知」の事業報告、参考書類及び有価証券報告書において開示しています。

【補充原則4-11-3】

取締役会は、適切な職務執行の決定及び監督機能の向上を目的として、全ての取締役及び監査役へのアンケートによる取締役会の実効性評価を実施し、その集計結果をもとに、全員で取締役会の実効性に関し議論をいたしました。

その結果、取締役会規則の見直し等取締役会の監督機能強化のための諸策がとられたこともあり、昨年に比べ当社取締役会は全体として実効性がさらに向上していることを確認しました。

ただし、経営陣と社外取締役とのより緊密なコミュニケーションが必要との意見もあり、今後の取締役会の運営方法の改善に活用してまいります。

【補充原則4-14-2】

当社では、求められる役割と責務を十分に果たすことのできる者を取締役及び監査役に選任しておりますが、その上で内部昇格による新任取締役・監査役については、経営者としての役割と責務の理解の促進のため外部講習等を活用した教育の機会を設けています。

また社外取締役・監査役については、当社に関する総合的な理解を進めるための機会(事業場視察、各部門からの説明等)を設けています。

このほか、取締役・監査役としての知識・知見の充実のための外部講習等の費用を負担しています。

【原則5-1】

当社は持続的な成長と中長期的な企業価値向上のためには株主との建設的な対話が不可欠であると考えており、必要に応じて代表取締役社長や担当取締役・執行役員が対応しています。また、総務グループが中心となり、東京証券取引所の適時開示基準に従い、各部門と連携を取りながら、公平性・正確性を重視し、タイムリーに情報開示を行うという方針でIR活動を実施しています。株主との対話に関する詳細な方針は以下のとおりです。

(1) 総務担当取締役がIR統括責任者となり、総務グループをIR窓口として、営業・企画管理・研究技術等の社内各部門と連携し株主との建設的な対話の促進を行っています。

(2) 個別面談以外の対話手段については、証券アナリスト・機関投資家に向けた年2回の決算説明会を開催し、代表取締役社長または担当取締役が説明を行っています。また、海外投資家へのIR活動も実施しています。

(3) 投資家や株主との対話を通じて寄せられた要望や意見については、必要に応じて担当取締役より取締役会等に伝え経営に反映させています。

(4) 社内規定として「インサイダー取引管理規定」を設けており、情報開示に関しても情報管理責任者を中心に適切に管理しています。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 **更新**

30%以上

【大株主の状況】 **更新**

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
CHASE MANHATTAN BANK GTS CLIENTS ACCOUNT ESCROW	6,116,606	4.04
三井物産株式会社	5,075,000	3.35
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	4,913,000	3.25
J P MORGAN CHASE BANK 385632	4,779,922	3.16
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	4,680,000	3.09
BNP PARIBAS SECURITIES SERVICES LUXEMBOURG/JASDEC/HENDERSON HHF SICAV	4,432,000	2.93
農林中央金庫	4,422,591	2.92
日本曹達取引先持株会	4,399,000	2.91
株式会社みずほ銀行	4,082,952	2.70
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	3,670,000	2.43

支配株主(親会社を除く)の有無

親会社の有無

なし

補足説明 **更新**

上記大株主の状況は、平成29年3月31日現在の株主名簿に基づいて記載しております。当社は自社株式4,354,709株を保有しておりますが、上記大株主から除外しております。割合については自己株式を控除して計算しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	化学
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情 **更新**

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	8名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
高山 靖子	他の会社の出身者													
成川 哲夫	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」、

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」、

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
高山 靖子			高山靖子氏は、他社におけるCSR担当をはじめとした実務経験及び監査役としての豊かな経験もあり、会社法務、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており社外取締役として選任いたしました。また、当社と直接取引のない会社の出身であり一般の株主と利益相反の生じるおそれはないと判断し、独立役員に指定いたしました。

荻 茂生	公認会計士																			
------	-------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
小林 充		小林充氏は平成24年6月まで、当社の借入先である農林中央金庫に勤務しており、当社は同庫から資金の借入を行っておりますが、同庫からの借入比率は2割程度であり借入依存度は突出しておらず、同庫は当社における主要な取引先ではありません。また、同庫の当社に対する持株比率は3%未満と僅かであり、同庫から当社の取締役会等における意思決定に対して特段の影響を及ぼすことはなく、一般の株主と利益相反の生じるおそれはないと判断しており、独立役員に指定いたしました。	小林充氏は、長年にわたり金融機関の実務に携わっており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであり、社外監査役に選任いたしました。同氏は、平成24年6月まで当社の借入先である農林中央金庫に勤務しておりましたが、当社の同庫からの借入比率は2割程度であり借入依存度は突出しておらず、同庫は当社における主要な取引先ではありません。また、同庫の当社に対する持株比率は3%未満と僅かであり、同庫から当社の取締役会等における意思決定に対して特段の影響を及ぼすことはなく、一般の株主と利益相反の生じるおそれはないと判断しており、独立役員に指定いたしました。
村上 政博		弁護士、大学教授	村上政博氏は弁護士・大学教授としての会社法務に関する幅広い知識と見識や、行政機関における職務等通じて培われた豊富な経験を当社の監査体制の強化に活かしていただきたく、社外監査役として選任いたしました。同氏は当社と顧問関係にない弁護士であり、その独立性は十分確保されていると考えており、一般の株主と利益相反の生じるおそれはないと判断しており、独立役員に指定いたしました。
荻 茂生		公認会計士	荻茂生氏は、会計士として国際的な金融商品取引に関する会計処理を含む豊富な経験を有しており、直接企業経営に関与された経験はありませんが、その幅広い知識と経験を監査業務に活かしていただけると期待し、社外監査役といたしました。同氏は当社と顧問契約はなく、従って、一般株主と利益相反の生じるおそれはなく、独立性を有していると当社は判断し、独立役員に指定いたしました。

【独立役員関係】

独立役員の数

5名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況 **更新**

業績連動型報酬制度の導入、その他

該当項目に関する補足説明 **更新**

全社の業績を反映させる業績連動報酬の要素と、個人の目標達成度を評価する評価報酬の要素を取り入れた報酬体系としているとともに、業績連動型株式報酬制度(BBT)を導入しております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 **更新**

・平成28年度に係る取締役(11名)の報酬等の総額は257百万円であり、監査役(6名)の報酬等の総額は71百万円であり、また社外役員(7名)の報酬等の総額は68百万円であります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針
の有無 **更新**

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

株主総会で決定された報酬総額の限度内で、取締役のインセンティブを高めるべく報酬体系を整備しております。その構成は、取締役報酬としての固定報酬に業績・成果に応じて個別に加算したものとっております。このほかに業績連動型株式報酬制度を導入いたしております。また、平成29年1月に役員報酬の公平性と客観性を高めるため取締役社長と社外取締役2名で構成する報酬諮問委員会を立ち上げ、役員報酬について取締役社長に対して助言・提言を行うこととしています。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

【社外取締役】

取締役会をはじめとする重要会議の開催に際して、事前に議案の説明や各種情報提供を行うなど、社外取締役の職務の遂行をサポートしております。

【社外監査役】

取締役会以外の重要会議への参加を可能としているほか、すべての稟議書を開示するなど、情報が適時・適切に伝達されております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) **更新**

1. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

【基本的な考え方】

当社は、法律を遵守し健全で透明な企業経営を行うことを基本に、「化学」を通じ優れた製品を提供することにより社会の発展に貢献するとともに、株主、取引先、社員及び地域社会等のステークホルダーからの期待と信頼に応え、また、環境に配慮した事業活動を行うことを経営理念としています。

この理念のもと、当社は独自の特色ある技術の活用により高付加価値製品の開発を進め、グローバルな視野で化学を中心に事業を展開する技術指向型の企業グループを目指しています。

この経営理念を実現し、急激な経営環境の変化に迅速かつ確に対応するためには、コーポレートガバナンスの充実が重要な経営課題であると認識しています。

【コーポレートガバナンスの基本方針】

当社は、コーポレートガバナンスコードに則り、以下の5点を基本方針として、受託者責任を十分に自覚し、それに応えることのできるコーポレートガバナンス体制の充実に取り組んでいます。

- (1)株主の平等性を確保するとともに、適切な権利行使のための環境整備に努めます。
- (2)株主以外のステークホルダー(お客様、取引先、従業員、地域社会等)との適切な協働に努めます。
- (3)法令に基づく開示を適切に行うとともに、それ以外の情報についても主体的に発信し透明性の確保に努めます。
- (4)受託者責任を踏まえ、透明・公正かつ迅速な意思決定を行うため、取締役会の責務と役割の適切な遂行に努めます。
- (5)株主から経営方針への理解をいただけるよう努力を行い、持続的成長に向けた建設的な対話に努めます。

2. コーポレート・ガバナンス体制の状況

(1) 企業統治の体制の概要

当社は監査役会設置会社であります。当社のコーポレート・ガバナンス体制は、取締役6名と社外取締役2名からなる取締役会、並びに3名の社外監査役を含む4名の監査役会で構成されております。

取締役会(原則月1回開催)で、法令・定款で定められた事項及び「取締役会規則」で定められた経営上の重要な(一定金額以上等明確な基準に基づく)意思決定の審議、並びに業務執行の監督を行います。なお、取締役の任期は、環境変化に迅速に対応でき、かつ経営責任を明確化するために1年としております。

執行役員は17名であり、「経営会議運営規則」に基づき、社長、執行役員である取締役及び社長が出席を要請した者をもって構成される経営会議(原則週1回開催)で、取締役会審議事項以外の重要な業務執行の審議を行い、迅速な意思決定に努めます。

(2) リスク管理体制の整備の状況

a. コンプライアンス

- ・ 当社は、グループ全体に対して「法令遵守・企業倫理」に基づく企業行動の徹底を図ることを目的に、社長直轄のコンプライアンス委員会を設置しております。
- ・ コンプライアンス委員会は、役員からなる委員とともに、各部門・支店・事業場及びグループ会社にそれぞれコンプライアンス担当者を配置することで構成しております。
- ・ グループが健全な企業活動を実行するための遵守事項等を「日曹グループ行動規範」として定め、当社及び連結子会社の経営陣・全社員に配布し継続的に研修を行っております。
- ・ 当社及びグループの社員が違反行為を行った場合あるいは他の社員の違反行為を知った場合は、コンプライアンス委員会事務局、外部弁護士事務所及び監査役に直接相談できるよう、三つの相談窓口を設けております。

b. 情報開示体制

当社は、広報部門を担当する取締役が情報取扱責任者となっております。情報取扱責任者が認知・把握した重要な会社情報は直ちに社長に報告されるとともに広報部門に伝えられ、東京証券取引所の「有価証券上場規程」を踏まえ、当該情報の発生・決定部署のほか社内関係部署を加えて具体的な開示の方法・様式等について協議を行い、社長の最終決定を経て速やかに開示されます。

c. CSR活動

当社は、創業以来培ってきた技術・知見・人的資源などを活かし、事業活動を通じて社会に貢献することを基本方針とし、社会から信頼されつつ企業活動を継続するために、CSR活動に取り組んでいます。

また、生産から廃棄に至る全てのライフサイクルにわたり、環境保護・労働安全・製品安全に配慮した事業活動を行うために、「レスポンシブル・ケア(=RC)活動」を推進しております。

3. 内部統制及び監査役監査の状況

(1) 内部統制監査

「内部統制監査室(3名)」を設置し、業務部門から独立して業務の妥当性、効率性及び財務報告の信頼性の確保等について評価し、業務プロセスにおける内部統制の適切な運用推進を行うとともに、監査役との定期的な打合せ等により連携を図っております。

(2) 監査役監査

監査役につきましては、4名のうち3名を社外監査役としております。監査役は、経営会議等に出席するほか、重要な書類(稟議書)等を閲覧し、重要な事項については担当取締役・執行役員や担当部署あるいは当該子会社等から直接説明を受ける等、グループ全体にわたり会社情報の発生について正確な把握に努め、関係部署の対処・対応と内部統制が適法・適正に執行されているか否かを監視・検証しております。これに加え、特に財務諸表等の信頼性の確保に関しましては、会計監査人から定期的に報告を受け、また一部の実地監査に立会う等密接な連携を図ることで対応しております。

4. 会計監査の状況

当社と新日本有限責任監査法人は、監査契約を締結しており、法律の規定に基づいた会計監査を実施しております。

当社の会計監査業務を執行した公認会計士は、小野 隆良、中條 恵美、吉岡昌樹の3氏であり、会計監査業務に係る補助者は、公認会計士21名、その他22名であります。

5. 社外取締役及び社外監査役

(1) 独立性

当社において、社外取締役及び社外監査役を選任するための独立性については、東京証券取引所の独立性基準に則っており、高い専門性や実務経験・見識に基づき、客観的かつ適切に監視・検証する機能及び役割が期待され、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことを基本的な考え方として、選任しております。

当社の社外取締役である高山靖子氏及び成川哲夫氏、社外監査役である小林充氏、村上政博氏及び荻茂生氏は、いずれも当社との間に特別な人的関係、資本的関係または取引関係その他の利害関係はありません。また、この上記5名は、いずれも東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 社外取締役 高山靖子氏

社外取締役である高山靖子氏は他社におけるCSR担当をはじめとした実務経験及び監査役としての豊かな経験もあり、会社法務、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

また、当社と直接取引のない会社の出身でもあり、一般の株主と利益相反の生じるおそれはないと判断し独立役員に指定いたしました。

(3) 社外取締役 成川哲夫氏

成川哲夫氏は長年にわたる銀行業務で培った知見及び他社の企業経営に関与された経験を当社の経営に活かしていただくことで当社の経営体制をさらに強化できると考え社外取締役として選任いたしました。同氏は、当社の主要な取引先である株式会社みずほ銀行の常務取締役として勤務してはいますが、退任後10年以上経過しており、同行の影響を受ける立場にありません。また、同氏は当社との取引に直接的に関与した実績はありません。当社は同行以外の複数の金融機関と取引を行っており、同行から当社の取締役会等における意思決定に対して特段の影響を及ぼすことはなく、一般の株主と利益相反の生じるおそれはないと判断しており、独立役員に指定いたしました。

(4) 社外監査役 小林充氏

社外監査役である常勤監査役小林充氏は、長年にわたり金融機関の業務に携わっており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており

ます。同氏は、提出日現在において当社株式を保有しておりますが、社外監査役としての独立性に影響を及ぼすような重要性はないと判断しております。

また、同氏は、当社の取引先である金融機関出身者であります。既に退職しており、当該金融機関の影響を受ける立場にありません。

(5)社外監査役 村上政博氏

社外監査役である村上政博氏は、弁護士・大学教授としての会社法務に関する幅広い知識と見識や、行政機関における職務等を通じて培われた豊富な経験を有しております。同氏は、提出日現在において当社株式を保有しておりますが、社外監査役としての独立性に影響を及ぼすような重要性はないと判断しております。

(6)社外監査役 荻茂生氏

荻茂生氏は、会計士として国際的な金融商品取引に関する会計処理を含む豊富な経験を有しており、直接企業経営に関与された経験はありませんが、その幅広い知識と経験を監査業務に活かしていただけると期待し、社外監査役といたしました。同氏は当社と顧問契約はなく、従って、一般株主と利益相反の生じるおそれはなく、独立性を有していると当社は判断し、独立役員に指定いたしました。

(7)責任限定契約

業務執行を行わない取締役及び監査役が期待される役割を十分に発揮できるよう、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に定め、当社と当該取締役3名と社外監査役2名の間で責任限定契約を締結しております。

6. 当社の定款規定について

(1)特別決議

当社は、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会を円滑に運営することを目的として、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨、定款に定めております。

(2)取締役及び監査役の選任の決議要件

当社は、取締役及び監査役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、定款に定めております。

また、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする旨、定款に定めております。

(3)自己株式取得の決定機関

当社は、機動的な資本政策遂行のため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨、定款に定めております。

(4)中間配当

当社は、株主への機動的な利益還元を行うため、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年9月30日を基準日として中間配当ができる旨、定款に定めております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社の経営理念は、「化学」を通じ優れた製品を提供することにより社会の発展に貢献するとともに、株主をはじめ顧客、取引先、社員及び関係会社等のステークホルダーからの期待と信頼に応え、また環境に配慮した事業活動を行うこととしており、この実現のためには、業務に精通した経営陣と独立性の高い社外取締役、社外監査役計5名による上記体制が最も適していると判断しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	平成29年6月29日開催の第148回定時株主総会の招集通知は平成29年6月7日付で発送しております。
電磁的方法による議決権の行使	平成28年6月29日開催の第147回定時株主総会より電磁的方法による議決権の行使を採用しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	平成28年6月29日開催の第147回定時株主総会より議決権電子行使プラットフォームへ参加いたしました。
招集通知(要約)の英文での提供	当社ホームページにおいて、招集通知(狭義の招集通知)と参考書類(議案の要約)の英文を掲載しております。
その他	平成29年6月29日開催の第148回定時株主総会の招集通知について、株主への発送に先んじて5月31日に東京証券取引所及び当社ホームページにおいて、公開しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	証券アナリスト・機関投資家向けに決算説明会を開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページにおいて、プレス・リリース、CSR報告書、決算短信等の決算情報、決算説明会資料、決算情報以外の適時開示資料、有価証券報告書及び四半期報告書等を公開しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	担当部署: 総務・人事室 総務グループ 担当者: 取締役常務執行役員総務・人事室長 羽毛田法之 総務グループリーダー 竹内 哲 広報・IRチームリーダー 有近昌弘	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「日曹グループ行動規範」において、各ステークホルダーとの関係について規定しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は、創業以来培ってきた技術・知見・人的資源などを活かし、事業活動を通じて社会に貢献することを基本方針とし、社会から信頼されつつ企業活動を継続すすために、CSR活動に取り組んでいます。 また、生産から廃棄にいたる全てのライフ・サイクルにわたり、環境保護・労働安全・製品安全に配慮した事業活動を行うために、「レスポンシブル・ケア(=RC)活動」を推進しております。 CSR報告書を作成し、配布を行うとともに、当社ホームページにおいても公開しております。

ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定

「日曹グループ行動規範」において、財務内容や事業活動状況等の経営情報を適時適切に開示するとともに、会社の経営理念・経営方針を明確に伝える旨を規定しております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

内部統制システムの整備の状況

- (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - イ コンプライアンス委員会を設置し、「日曹グループ行動規範」の周知により法令遵守・企業倫理に基づいた企業行動を徹底するとともに、内部通報制度を適切に運用いたします。
 - ロ 社会から信頼されつつ企業活動を継続するために、CSR(企業の社会的責任)活動に取り組みます。
 - ハ 「職務及び責任権限規定」等の会社規定に基づき、職務執行の権限役割を明確化いたします。
 - ニ 取締役が他の取締役の不正行為、法令・定款違反を発見した場合は、直ちに取締役会及び監査役会に報告いたします。

- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
重要な職務執行に係る情報について、「文書管理規定」「営業秘密管理規定」等の会社規定に基づき、適切に記録保管いたします。

- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - イ 「日曹グループ行動規範」の周知により、法令遵守・企業倫理に基づいた企業行動を徹底いたします。
 - ロ 社長を委員長とする「CSR推進委員会」を設置し、環境保護・労働安全・製品安全・人権に配慮した事業活動を推進するとともに、「環境管理規定」「保安管理規定」等の会社規定に基づいてリスクマネジメントを実施し、事故の未然予防を図ります。
 - ハ 万一の重大事故発生時には、「保安管理規定」等の会社規定に基づいて事故対策本部を設置し、横断的・組織的な対応を行います。
 - ニ 大地震等の自然災害、あるいはその他の甚大な被害をもたらす危機の発生時には、「事業継続計画(BCP)」に基づいて適切に対応いたします。
 - ホ その他業務執行に関連して発生する各種リスクには、所管する各部署が対応マニュアル等に基づいて適切に対応いたします。
 - ヘ 「内部統制監査室」を設置し、業務部門から独立して業務の妥当性、効率性及び財務報告の信頼性の確保等について評価するとともに、業務プロセスにおける内部統制の適切な運用推進を図ります。

- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - イ 取締役会(原則月1回開催)では、法令・定款で定められた事項及び「取締役会規則」で定められた経営上の重要な(一定金額以上等明確な基準に基づく)意思決定の審議、並びに業務執行の監督を行います。
また、「経営会議運営規則」に基づき、社長、執行役員である取締役及び社長が出席を要請した者をもって構成される経営会議(原則週1回開催)では、取締役会審議事項以外の重要な業務執行の審議を行い、迅速な意思決定に努めます。
 - ロ 「業務分掌規定」「職務及び責任権限規定」等の会社規定に基づき、職務執行の権限役割を明確化いたします。

- (5) 会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - イ 「日曹グループ行動規範」の周知により、法令遵守・企業倫理に基づく企業行動を徹底します。
 - ロ 「関係会社管理規定」に基づき、グループ会社に対し適切な経営評価・管理を行い、当社グループとして健全な発展を図るため、下記体制を整備し運用いたします。
 - ・グループ会社における経営上重要な事項の決定に際しては、当社と事前協議等を行う
 - ・グループ会社の業績については定期的に当社へ報告が行われる体制を構築する
 - ・グループ会社における業務の執行状況については、当社内部統制監査室による内部統制評価を行う

- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役が職務補助者の設置を求めた場合には、協議の上、これを配置いたします。

- (7) 補助使用人の取締役からの独立性に関する事項
職務補助者を配置する場合には、その任免等について監査役会の同意を得ることといたします。

- (8) 取締役及び使用人が監査役会または監査役への報告をするための体制
 - イ 監査役は、経営会議等の重要な会議に出席いたします。
 - ロ 業務執行に関する重要事項(グループ会社に係る重要事項も含まれます)及び監査役が報告を求めた事項については、監査役に報告・説明いたします。
 - ハ 稟議書等の決裁書類及び重要な会議の議事録等を監査役に回付いたします。
 - ニ 「内部統制監査室」は、監査結果及び内部統制の運用状況について監査役会に報告いたします。
 - ホ 取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合及び他の取締役の不正行為、法令・定款違反を発見した場合は、直ちに監査役会に報告いたします。
 - ヘ 内部通報制度においてコンプライアンス委員会事務局、外部弁護士事務所及び監査役の三つの通報窓口を設置しております。
 - ト 内部通報制度により通報を行った者について、通報したという事実により何ら不利益な扱いを行わないことを日曹グループ行動規範に規定しております。

- (9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - イ 社長と監査役は四半期に1回程度、経営全般の重要な事項について意見交換を行います。
 - ロ 代表取締役と監査役の定期的な懇談を行います。
 - ハ 会計監査人と監査役が密接に連携できるよう、監査の計画及び結果報告等の定期会合その他情報交換等を行います。
 - ニ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還等に応じています。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- (1) 市民社会に脅威を与える反社会的勢力には、毅然として対処し、一切関係を持ちません。
- (2) 反社会的勢力による不当要求に際しては、総務グループが統括・窓口部署となり、対応マニュアルに基づき組織的に対応するとともに、警察等の外部専門機関と緊密に連携いたします。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

あり

該当項目に関する補足説明

当社は、当社株式に対して大規模買付等が行われた場合に、株主の皆様が適切な判断をするために、必要な情報や時間を確保し、買付者等との交渉等が一定の合理的なルールに従って行われることが企業価値ひいては株主共同の利益に合致すると考え、当社株式の大規模買付行為への対応策(買収防衛策)を導入しております。

1. 会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

(1) 基本方針の内容

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の経営理念や当社企業価値の様々な源泉、当社を支えるステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させる者でなければならないと考えております。

一方、金融商品取引所に上場する株式会社としての当社株主の在り方は、当社株式の市場における自由な取引を通じて決まるものであり、当社の支配権の移転を伴う買付提案がなされた場合にこれに応じるべきか否かの判断も、最終的には株主の皆様全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかしながら、株式の大規模買付行為や買付提案の中には、その目的等から見て企業価値ひいては株主共同の利益に対して明白な侵害をもたらすおそれのあるもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの、対象会社の株主や取締役会が買付行為や買付提案の内容等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提示するために合理的に必要な十分な時間や情報を提供することのないもの、買付条件等が対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に照らして著しく不十分または不適当であるもの、対象会社の企業価値の維持・増大に必要な不可欠なステークホルダーとの関係を破壊する意図のあるもの等、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社は、上記の例を含め当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある大規模な買付等を行う者は、例外的に当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切と考えております。

(2) 財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、法律を遵守し健全で透明な企業経営を行うことを基本に、「化学」を通じ優れた製品を提供することにより社会の発展に貢献するとともに、株主の皆様をはじめ顧客、取引先、社員及び関係会社等のステークホルダーからの期待と信頼に応え、また、環境に配慮した事業活動を行うことを経営理念とし、独自の特色ある技術を活用することにより高付加価値製品の開発を進め、グローバルな視野で事業を展開する技術指向型の化学企業を目指しております。

この経営の方針を踏まえ、厳しい事業環境のもとでも安定的な利益を確保できる事業構造・体制を目指し、農業化学品、機能化学品等の分野において新規製品の開発を推進し企業化を図るとともに、生産効率のさらなる追求や利益管理の徹底により既存事業の競争力強化を進める一方、スリムで効率的な組織への改革や人的パワーの活性化を促進する等、経営基盤の強化を図っているほか、生産・財務・購買を中心にグループ各社と連携を深め、グループ全体として経営資源の効率化や利益の最大化に取組んでおります。さらに、環境保全への取組み、経営情報のディスクロージャー、法令倫理面の社内体制強化等も推し進め、社会からの信頼性向上を図ってまいります。

当社は、これらの取組みとともに株主の皆様をはじめ顧客、取引先、社員及び関係会社等のステークホルダーとの信頼関係をより強固なものにし、企業価値の中長期安定的な向上を目指して努力しております。

(3) 基本方針に照らして不適切な者によって財産及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

中長期的な企業価値の向上を目指す当社の経営にあたっては、幅広いノウハウと豊富な経験、並びに顧客、取引先、社員及び関係会社等のステークホルダーとの間に築かれた関係等への十分な理解が不可欠であります。特に、農業化学品や機能化学品において高付加価値製品の開発を推進するためには、中長期的観点から経営資源を継続的、重点的に投入する必要があります。また、この開発を支える「当社独自の特色ある技術」を今後とも確保し継承するには、国内外の取引先をはじめ社員及び関係会社等と安定的かつ強固な信頼関係を維持することが不可欠であります。これらの当社の事業特性に関する十分な理解がなくては、株主の皆様が将来実現することのできる株主価値を適正に判断することはできません。

突然大規模買付行為や買付提案がなされたときに、大規模買付者の提示する当社株式の取得対価が妥当かどうかを株主の皆様が短期間のうちに適切に判断するためには、大規模買付者及び当社取締役会の双方から適切かつ十分な情報が提供されることが不可欠です。株主の皆様は、当社取締役会の意見を参考にしつつ、大規模買付者の提案を検討することが可能となり、最終的な応否を適切に決定する機会を与えられることとなります。

これらを考慮し、当社取締役会は、当社株式に対して大規模買付等が行われた場合に、株主の皆様が適切な判断をするために、必要な情報や時間を確保し、買付者等との交渉等が一定の合理的なルールに従って行われることが企業価値ひいては株主共同の利益に合致すると考え、大規模買付時における情報提供等に関する一定のルールを設定し、会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって大規模買付等がなされた場合の対応方針を含めた、「当社株式の大規模買付行為への対応策(買収防衛策)」を導入しております。

[当社株式の大規模買付行為への対応策(買収防衛策)の概要]

本対応策では、特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の大規模買付行為を対象といたします。

大規模買付行為に賛同するか否かは、最終的には株主の皆様のご自由な意思に依拠するべきであると考えますが、その判断の前提として、当該買付行為に関する必要かつ十分な情報提供と判断のための十分な考慮期間の確保が必要と考えており、そのため、大規模買付行為に関するルール(以下「大規模買付ルール」といいます)を設定いたします。

大規模買付ルールにおきましては、1)株主の皆様のご判断及び当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な情報(以下「本必要情報」といいます)を提供すること及び2)本必要情報の提供完了後、最長60日間(対価を現金のみとする公開買付による当社全株式の買付の場合)または最長90日間(その他の大規模買付行為の場合)を当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間(以下「取締役会評価期間」といいます)として設定いたします。

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合、または当該大規模買付行為が、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと当社取締役会が判断する場合には、新株予約権の無償割当等の対抗処置を講じることがあります。

当社取締役会は、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合において、対抗措置を発動すべきと判断した場合には、株主の皆様に対抗措置を発動することの可否を十分にご検討いただくための期間(以下「株主検討期間」といいます)として最長60日間の期間を設定したうえで当該

株主検討期間中に当社株主総会を開催し、必ず株主に皆様のご意見を確認することといたします。当社取締役会は、対抗措置を発動することの可否について、当該株主総会の決議に従うものいたします。

大規模買付行為は、取締役会評価期間と株主検討期間の経過後にのみ開始できるものいたします。

この、「当社株式の大規模買付行為への対応策(買収防衛策)」の詳細につきましては、平成27年5月19日付当社プレスリリース「当社株式の大規模買付行為への対応策(買収防衛策)の継続について」をご参照ください。

(当社ウェブサイト <http://www.nippon-soda.co.jp/>)

(4) 上記取組みの合理性等の確保について

本対応策は、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みであり、当社役員の地位維持を目的としたものではなく、且つ当社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうものでもないと考えております。

また、本対応策は、当社株式に対する大規模買付行為がなされた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保し、また株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもっております。

さらに、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合において、当該大規模買付行為が、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうおそれがあることを理由として対抗措置を発動する場合には、必ず株主総会において対抗措置発動の可否について決議をとることとしており、株主の皆様のご意見を反映し当社取締役会の恣意的な判断による対抗措置の発動を防止する仕組みが確保できております。

なお、本対応策における対抗措置を発動するか否かの判断に際しては、本対抗措置を適正に運用し、当社取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止し、その判断の客観性及び合理性を担保するために、当社の業務執行を行う経営陣から独立している委員で構成される特別委員会へ諮問し、同委員会の勧告を最大限尊重するものとしており、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するよう、本対応策の透明な運用を担保するための手続きも確保されております。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

【 参考資料: 模式図 】

